

# 横浜国立大学大学院教育学研究科『教育デザイン研究』投稿要領

	平成26年12月12日	研究科長裁定
改正	平成29年6月7日	研究科長裁定
改正	令和元年5月15日	研究科長裁定
改正	令和2年6月10日	研究科長裁定
改正	令和3年6月9日	研究科長裁定

## (投稿資格)

第1条 横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究の発行に関する規則第2条第3項第3号に規定する者は、以下のとおりとする。

- (1) 横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）担当教員と同一の研究に携わっている者
- (2) 神奈川県内の学校及び教育機関関係者
- (3) その他研究科の教育研究上の目的に則した論文を執筆した者
- (4) 「特別寄稿」については研究科担当教員による所定の事項の届け出を受け、編集委員会の審議を経て、編集委員長から執筆を依頼された者

## (投稿原稿)

第2条 投稿原稿は、原則として教育デザイン研究に係る内容を持つものとする。

- 2 投稿原稿は、未発表のもので、かつ、内容がオリジナルなものであることとする。ただし、既に口頭発表されているものであっても差し支えない。
- 3 論文等はその領域の学術研究又は報告書として適切な規模を有するものとし、頁数は原則として1篇につき刷り上がり頁数（図・表・写真を含む。）に換算して10頁以内とする。ただし「資料」には教育実践報告等のほか、速報性を有する簡潔なショートレポート等も許容する。なお、1頁目は横書き25字×34行×2段組（1,700字）とし、2頁目以降は25字×42行×2段組（2,100字）とする（フォーマットはHPよりダウンロード可能）。
- 4 同一著者がデザイン研究に投稿できる上限数を以下のように設定する。  
学内審査のある論文、資料等、すべてのカテゴリーを通じて、単著・共著を問わず上限3本とする。

## (原稿体裁)

第3条 引用文献等を挙げる場合は、論文内容と最も関係のある学会等が発行する学術雑誌の慣例に従うものとする。

- 2 図・表・写真については次のようにする。
  - (1) 大きさは、原稿の横何字分、縦何行分を決め、原稿に直接挿入する。
  - (2) 引用した場合は、必ず出典を明記する。
  - (3) 図は、そのまま版下に使えるよう作成する。
  - (4) 表は、小数点を縦にそろえるなど特に丁寧に書く。
  - (5) 写真は最小限にする。

## (投稿方法)

第4条 「論文」の投稿希望者は、以下の要領にもとづき、論文を投稿するものとする。

- (1) 題目届け（様式1：HPよりダウンロード可能）を申し込み時に指示する編集担当者（以下単に「編集担当者」という。）に、所定の日付までに提出する。
- (2) 投稿時には、以下の3点を編集担当者に、期日までに電子メールで提出する。
  - ① 「『教育デザイン研究』原稿提出用紙（様式2）」
  - ② 「投稿チェックリスト」
  - ③ 原稿のデジタルデータ「第一著者名入りのPDFファイル」、「著者名なしのPDFファイル」の2種類。ファイル名は、以下の通りとする。  
著者名入りのPDFファイル：D\_論文略題(名前).pdf （例：D\_横浜国立大学の歴史(横浜太郎).pdf）  
著者名なしのPDFファイル：D\_論文略題.pdf （例：D\_横浜国立大学の歴史.pdf）

- 2 「特別寄稿」「調査・報告」「発表・報告会要旨」「資料」の投稿希望者は、所定の日付までに編集委員会及び編集担当者の指示に従い投稿するものとする。投稿原稿の掲載可否については編集委員会が判断する。
- 3 提出された原稿等は、原則として返却しない。

(「論文」の改稿要領)

第5条 投稿者は、改稿の際に以下に留意するものとする。

- (1) 審査者のコメントに従って改稿する。
- (2) 改稿論文は、編集担当者に提出する。以下の2点を作成し、編集担当者に電子メールで提出する。
  - ① 査読に対する回答書および修正比較表(査読者のコメントとその回答、それに対して論文のどの部分を修正したのか明記し、論文の修正比較表をつけること)
  - ② 改稿後原稿のデジタルデータ「第一著者名入りのPDFファイル」、「著者名なしのPDFファイル」の2種類。ファイル名は、以下の通りとする。  
著者名入りのPDFファイル：D2\_論文略題(名前).pdf (例：D2\_横浜国立大学の歴史(横浜太郎).pdf)  
著者名なしのPDFファイル：D2\_論文略題.pdf (例：D2\_横浜国立大学の歴史.pdf)
- (3) 前号に定めるもののほか、修正及び検討の要求に対して異論がある場合には、その異論の内容を記述する回答を作成し、添付する。

(校正)

第6条 提出された最終原稿の校正は、必要に応じて編集委員会の指示に従って執筆者が行うものとし、校正中の原稿内容の改変・追加は認めない。

(公開)

第7条 編集委員会の確認を経た論文等の最終原稿は、機関リポジトリにてDOIを付与の上、必要に応じて順次早期公開する。公開後の内容変更は認めない。

- 2 論文等の本公開は、編集委員会の定めるスケジュールに基づき行われる。本公開後も早期公開された論文等のDOIは変更されない。

(問い合わせ)

第8条 投稿に関しては、以下に問い合わせるものとする。

『教育デザイン研究』編集委員会  
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2  
横浜国立大学教育学系大学院係内  
eメール e-design@ynu.ac.jp

附 則

この投稿要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この投稿要領は、令和3年6月9日から施行する。